

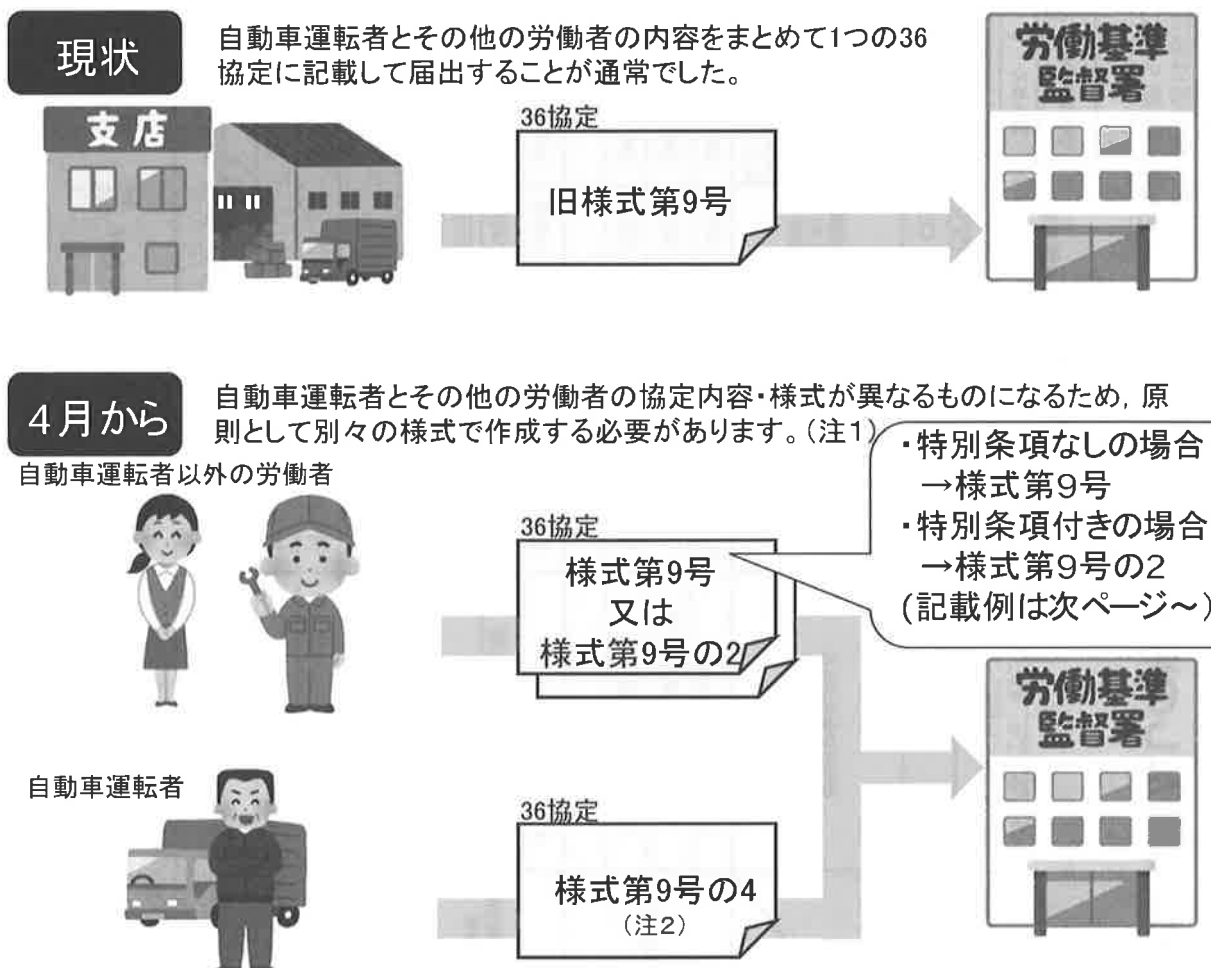
長野労働局

中小企業の運送業事業主の皆さまへ

**時間外労働の上限規制が令和2年(2020年)4月から
中小企業にも適用され、36協定も変わります！**

- ✓ 働き方改革関連法による時間外労働の上限規制は、中小企業には適用が1年間猶予されていましたが、今年4月から順次適用になります。
- ✓ 自動車運転者以外の労働者（荷役作業員、運行管理者、事務担当者、整備担当者など）については上限規制の適用が始まり、令和2年4月1日以降の期間を対象とする36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）からは様式・協定内容が変わります。

チェック！ 運送業における36協定の届出はこう変わります(原則)



(注1)協定当事者である労働者代表は、自動車運転者、その他の労働者で別に選出する必要はありません。また、それぞれの様式をまとめて綴るなどして1つの届出とする場合は労働者代表と使用者の署名押印等はひとつにまとめて差し支えありません。

(注2)様式第9号の4の内容は旧様式第9号と同じです。

【お問い合わせ先】 長野労働局労働基準部監督課・各労働基準監督署

36協定届(様式第9号の2(2枚目)) 記載例 (特別条項付き協定) (1枚目は様式第9号と同内容)

臨時的な特別の事情がなければ、限度時間(月45時間又は42時間・年360時間又は320時間)を超えることはできません。限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間にできる限り近づけるように努めてください。

2枚目
表面

時間外労働 休日労働に関する協定届(特別条項)

様式第9号の2(第16条第1項関係)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1ヶ月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		延長することができる時間数及び休日労働の時間数			延長することができる時間数			
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限る。)	限度時間を超えて労働させる時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えて労働させた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	限度時間を超えて労働に係る割増賃金率	
突発的な注文変更等	荷役作業員	2人	6時間	6.5時間	5回	75時間	90時間	35%	650時間	760時間	35%
トラブル・大規模なクレームへの対応	営業	2人	6時間	6.5時間	5回	75時間	90時間	35%	600時間	720時間	35%
重篤な車両トラブル当等の対応	整備	1人	6時間	6.5時間	4回	70時間	85時間	35%	500時間	620時間	35%

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

限度時間を超えて労働させる場合にとる手続について定めてください。

事由は一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

月の時間外労働の限度時間(月45時間又は42時間)を超えて労働させる回数を定めてください。年6回以内に限ります。

限度時間(月45時間又は42時間)を超えて労働させる場合、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限ります。なお、この時間数を満たしていても、2~6か月平均で月80時間を超えてはいけません。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率(25%)を超える割増率となるよう努めてください。

限度時間(年360時間又は320時間)を超えて労働させる1年の時間外労働(休日労働は含みません)の時間数を定めてください。年720時間以内に限ります。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率(25%)を超える割増率となるよう努めてください。

限度時間を超えて労働させる場合における手続 労働者代表者に対する事前申し入れ

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 (原番号) ①、③、⑩ (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

限度時間を超えた労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

日 〇〇〇〇 年 3 月 12 日
 である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙) 〇〇〇〇 年 3 月 15 日
 職名 氏名 経理主任 山田花子
 使用者 職名 氏名 営業所長 田中太郎

様式第9号の2の届出をする場合には、2枚目に労働者代表者名および選出方法、使用者代表者名の記入をしてください。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

押印も必要です。

(健康確保措置) ①医師による面接指導 ②深夜業(22時~5時)の回数制限 ③終業から始業までの休憩時間の確保(勤務間インターバル) ④代休休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他

36協定届(様式第9号の4) 記載例 (自動車運転者関係) (旧様式第9号と同内容)

①「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)に基づき、以下の点を踏まえた内容にする必要があることに注意してください。

- ・改善基準告示の定める拘束時間の限度を超えないような内容とすること。
- ・「1日を超える一定の期間」の限度時間中に、**2週間の**限度時間についても協定すること。
- ・休日労働は2週間に1回以内とすること。

②自動車運転者についても、時間外労働の限度時間(原則1月45時間、1年360時間)を勘案し、健康・福祉を確保するように努めてください。

様式第9号の4 (第17条関係)		時間外労働 に関する 協定届							
		休日労働							
事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)					
貨物自動車運送事業		〇〇運輸株式会社		長野県〇〇市〇〇町1-2-3 (000-000-0000)					
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 満18歳以上の者	所定労働時間	延長することができる時間			期 間	
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)			
						2週間 (4月1日)	1か月 (毎月1日)		1年 (4月1日)
① 下記②に該当しない労働者	需要の季節的な増大に対処するため	自動車運転者	20人	1日8時間	5時間	24時間	50時間	450時間	令和〇年4月1日から1年間
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者						「2週間」についても限度を定める			
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 満18歳以上の者	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻			期 間	
需要の季節的な増大に対処するため		自動車運転者	20人	毎週土曜・日曜	1か月に1日、8:30~17:30			令和〇年4月1日から1年間	

協定の成立年月日 令和〇年 3月12日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
 職名 第一営業部 第一課 主任 休日労働は2週間に1回まで
 氏名 ○ ○ ○ ○

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)
 令和〇年 3月15日 職名 〇〇運輸株式会社 代表取締役
 使用者 氏名 ○ ○ ○ ○ ㊟

○ ○ 労働基準監督署長 殿

20